

介護保険制度のおもな改正ポイント



令和3年4月

●介護保険料が変わりました

第8期（令和3～5年度）の介護保険料が変わりました。

●介護報酬が変わりました

介護報酬が変わりました。そのため、サービスを利用したときに支払う利用者負担も変わりました。

●介護予防・生活支援サービス事業のうち、支え合い事業の対象者が追加されました

介護予防・生活支援サービス事業の支え合い事業を利用しているかたについて、要介護認定を申請して要介護1～5のいずれかに認定された後も、本人が希望し必要と認められた場合に限り、継続して介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

令和3年8月

●高額介護サービス費等の上限額が一部変わります

高額介護サービス費等の「現役並み所得者」の区分が細分化され、上限額が一部変わります。

●基準費用額の食費が変わります

施設を利用する場合に基準となる費用（基準費用額）のうち、食費の金額が変わります。

●特定入所者介護サービス費等の段階と負担限度額が一部変わります

施設を利用したときに受けられる特定入所者介護サービス費等の利用者負担段階が細分化され、食費の負担限度額が一部変わります。